第１１章
ロシア

関税

関税構造

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第Ⅱ部第５章「関税」 1.「ルールの概観」を参照。

＜措置の概要＞

ユーラシア経済連合関税基本法及び関連法規において、関税制度、輸入関税、輸出関税、季節関税、特殊関税（アンチ・ダンピング関税、相殺関税、特別セーフガード関税）及び統一の関税手続などが規定されている。輸入関税については、ユーラシア経済同盟加盟国には原則として統一された税率、開発途上国を原産国とする製品には MFN 税率の 75 %、後発開発途上国は免税が適用される。対日輸入適用税率には、 MFN 税率が適用される。

ロシアの 2024 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 7.1 % であるが、輸送機器（最高 20 % ）、衣類（最高 33 %）、電気機械及び電子機器（最高 15 % ）等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100 % であり、 2024 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 6.1 % であった。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

2014 年 5 月、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国はユーラシア経済共同体宣言（ the Declaration of the Eurasian Economic Integration ） に合意し、ユーラシア経済同盟協定（ Treaty of the Eurasian Economic Union ）を締結した。その後、同年 12 月にはアルメニアが、2015 年 5 月にはキルギスがそれぞれ加盟し、5 カ国の加盟となっている。ユーラシア経済同盟（ EAEU ； Eurasian Economic Union ）の対外共通関税はロシアの譲許税率を基準としている。 2018 年 1 月、統一の通関手続き等を定めたユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

2012 年、ロシアは「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し、自動車廃棄物の適正な処理による環境保護を目的とした廃車税（リサイクル税）を導入した。廃車税免税の余地をロシア国内生産等からの輸入者のみに認め、その他の輸入車（中古車含む）への免除の可能性が排除されており、日本はロシアに対して紛争解決了解（DSU）に基づく協議要請を 2013 年に行った（ DS463 ）。2014 年 1 月、ロシアは同制度を改正する法律を施行し、同制度の内外差別が是正されたが、2023 年 8 月から物価に連動する制度を導入し、2024 年 10 月に税率が引き上げられた。今後も税率が引き上げられていく予定で輸入車の販売台数に影響を及ぼす可能性がある。

2022 年 12 月、ロシアは連邦政府決定第 2240 号「ロシア連邦の経済的利益を侵害する諸国および地域を原産国とする一部の商品にかかる輸入関税の税率の策定について」を導入し、米国、カナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランド、ポーランドを原産国とする洗剤、ビール、菓子、蓄電池類、日本を含む一部の諸国を原産国とするスポーツ用ライフル、特定国を原産国とする一部の化粧品や衣類の関税を引き上げた。その後、適用期限の延長や品目の追加を行った。

数量制限

(1) 丸太等への輸出税・輸出制限

＜措置の概要＞

ロシアは、 2007 年 2 月より丸太の輸出税引き上げや輸出禁止を実施しており（詳細は 2025 年版不公正貿易報告書 206 頁参照）、直近では 2022 年 3 月 9 日付ロシア政府政令 No.313 による輸出禁止の期限が2027 年 12 月 31 日まで延長されている。

＜国際ルール上の問題点＞

丸太輸出禁止措置は、数量制限の一般的禁止を規定する GATT 11 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国としては、引き続き、必要に応じ、二国間協議等においてロシアに対し是正を働きかけていく。

(2) 日本産水産物の輸入規制

＜措置の概要＞

ロシア政府は、2023 年 8 月の日本の東京電力福島第一原発からの ALPS 処理水の海洋放出による食品安全への懸念に対処するためとして、同年 10 月、日本産水産物の輸入を全面的に停止すると発表し、同月、SPS 協定附属書 B 6（緊急の場合の措置実施後の通報）に基づく WTO 通報も実施した。

＜国際ルール上の問題点＞

福島第一原発からの ALPS 処理水の海洋放出は、IAEA 安全基準等の国際基準に沿った措置であるところ、ロシアは、多様な放射性核種の水産物への蓄積について透明性が欠けている等の一方的な懸念は示すものの、処理水放出が日本産水産物の安全性に与えるとする具体的なリスクについて何ら科学的根拠を示しておらず、また客観的なリスク評価が適切に行われたか否かも定かではない。よって、当該輸入停止措置は、SPS 協定 で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。

＜最近の動き＞

日本は、2023 年 11 月、ロシアの WTO 通報に対して反論書面を WTO に提出し、全メンバーに回覧された。 また、 SPS 協定附属書 B 6 ⒸⒸ に基づく討議の要請を行った。また、WTO ・市場アクセス委員会（2023 年 10 月、2024 年 3 月・11 月、2025 年 5 月・10 月、2026 年 3 月）、SPS 委員会（2023 年 11 月、2024 年 3 月・6 月・ 11 月、2025 年 3 月・6 月・ 11 月、2026 年 3 月）、物品理事会（2023 年 11・12 月、 2024 年 4・5 月・7 月・12 月、2025 年 4 月・7 月・ 11 月）でも、日本は、ロシアの措置は WTO 協定上の懸念があるとして即時撤廃を求めた。

引き続き ALPS 処理水の海洋放出に関する日本の取組やモニタリングの結果等を丁寧に、かつ、透明性高く説明するとともに、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を強く求めていく。